

## 宿泊料を受けて人を宿泊させるには許可が必要です

○自宅であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させるには「旅館業法」、「国家戦略特別区域法」、もしくは「住宅宿泊事業法」に基づく許可等が必要となります。

○次の項目に該当する場合、旅館業の許可が必要な施設かもしれません。  
所管の保健所にご相談ください。

- ① 料金を受け取っていますか？
- ② インターネット仲介サイト、広告等により宿泊者を募集していますか？
- ③ 寝具（布団、毛布、枕など）を提供していますか？
- ④ 繰り返し宿泊させていますか？

**無許可の宿泊営業は旅館業法違反です。**  
**まずは、所管保健所へご相談ください。**

保健所	電話番号	所管する市町村
池田保健所	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	06-6993-3134	守口市、門真市
四條畷保健所	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	072-952-6165	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1342	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	072-462-7982	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町